

第2部 基本構想

第1章 宇美町の将来像

将来像は、本町が8年後（令和12（2030）年度）に目指す姿を示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。

「このまちが、いい。」 わたしたちの誇り 宇美

“このまちが、いい。”

～「宇美町で、いい。」でなく、「宇美町が、いい。」と選ばれる町へ～

宇美町の

先人たちが守り育んできた豊かな自然、
古（いにしえ）から引き継がれる多くの歴史・文化、
あたたかい「人と人とのつながり」
それは、町のすばらしい宝です。

その町の宝を活かしながら、
行政、町民、まちに関わるすべての人が共に

新たな宇美町の価値をうみだします。

そして

『宇美町に生まれ育った人』、『宇美町に移り住んだ人』、『これから宇美町に移り住む人』

すべての人が**“このまちが、いい”**と思えるようなまちを作ります。

これからの8年間でうみだされる価値が

“わたしたちの誇り”のひとつとなり、

その先の将来も
小さな子どもたちから、おじいさんおばあさんたちまですべての町民が

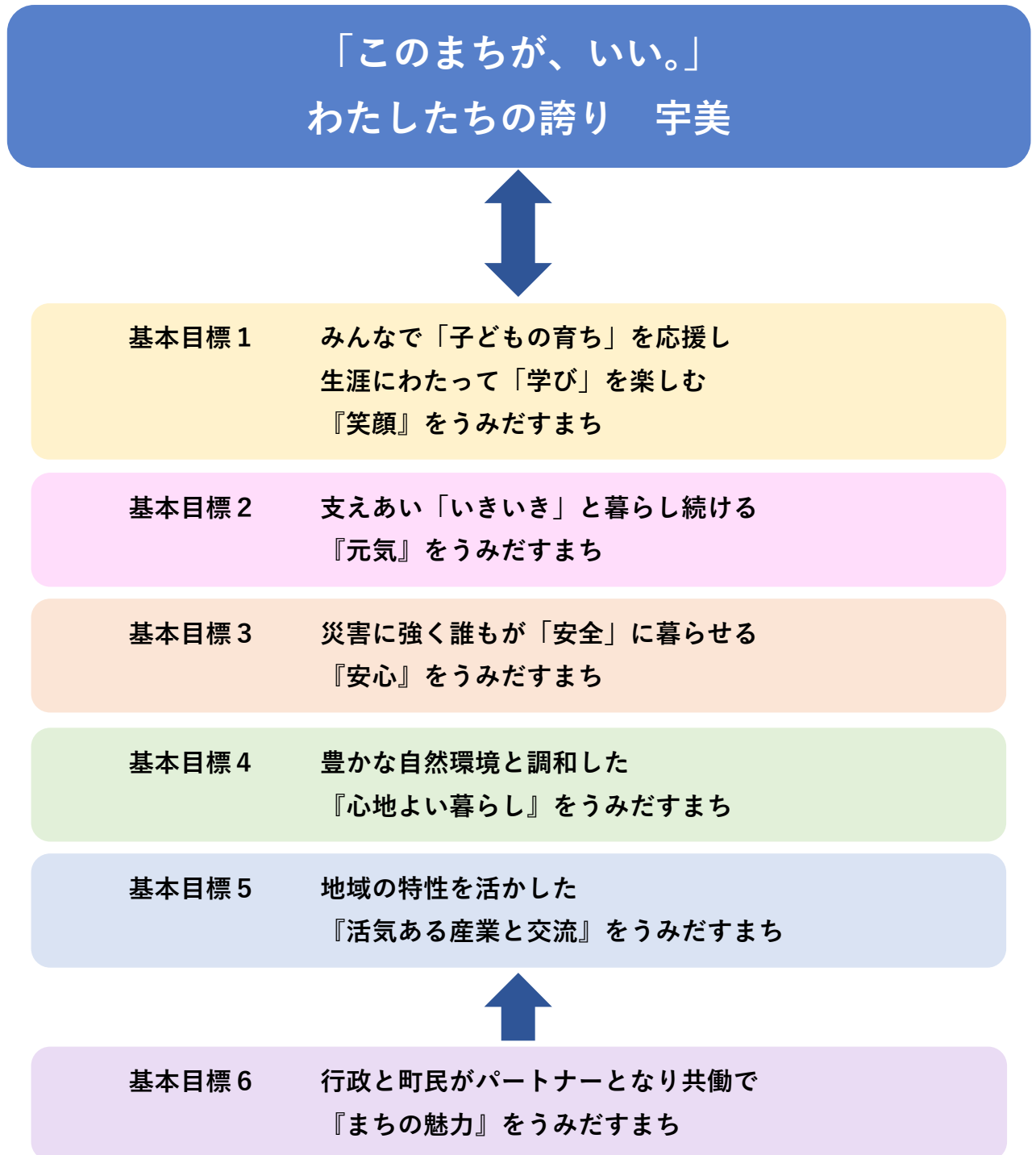
“このまちが、いい”

と思える
ちょっとワクワクする宇美町を目指します。

第2章 基本目標と取組方針

1 基本目標

将来像の実現に向け、本計画の柱となる基本目標を次のとおり定めます。



2 宇美町の目指す姿

基本目標1 みんなで「子どもの育ち」を応援し 生涯にわたって「学び」を楽しむ 『笑顔』をうみだすまち



“子どもは、宇美町の宝”です。

子どもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを応援し、子どもの育ちに関わる人のすべてが、笑顔で子育てできる“子育てのまちょうみ”を目指します。

また、子どもたちが楽しいと思える学びの場を作るとともに、すべての人が生涯にわたって学び続けることができる環境をつくり、町民主体のスポーツ活動、芸術・文化活動の推進により、学びの成果をみんなで楽しみ、活かし、人生が輝くまちを目指します。

基本目標2 支えあい「いきいき」と暮らし続ける 『元気』をうみだすまち



町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉サービスの充実を図りながら、町民が自ら生活習慣の改善に取り組む健康づくりのまちを目指します。

また、宇美町の特徴である地域と連携した地域福祉活動を更に充実させ、笑顔で、元気に住みなれた地域でいきいきと暮らせるまちを目指します。

基本目標3 災害に強く誰もが「安全」に暮らせる 『安心』をうみだすまち



大雨、地震をはじめとした災害は、宇美町でもいつ起こるかわかりません。

災害が発生しても、被害を最小限に抑えるために、防災・減災体制の一層の強化を図り、町民が安全で安心に住み続けることができるまちを目指します。

また、地域の結びつきが強い宇美町の特徴を活かし、町と地域が連携した地域ぐるみでの防災対策、防犯対策、交通安全を推進し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標4 豊かな自然環境と調和した 『心地よい暮らし』をうみだすまち



宇美町の豊かな自然環境と福岡都市圏に属する恵まれた立地を活かしつつ、快適な都市空間を実現するために、計画的な道路・上下水道の整備の推進と土地利用の検討等を通じて、自然と快適さが調和したまちを目指します。

また、公共交通の利便性の向上をはかり、子どもからおじいさん、おばあさんまで誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

基本目標 5 地域の特性を活かした

『活気ある産業と交流』をうみだすまち



福岡都市圏に属する恵まれた立地条件を活かし、商工業・農業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致、各種地域資源の活用、特産品の開発など町内経済の活性化を図り、活気あるまちを目指します。

また、近隣市町と連携し、日本遺産「古代日本と『西の都』」をはじめとした貴重な歴史文化資源を活かし、交流で繋がるまちを目指します。

基本目標 6 行政と町民がパートナーとなり共働で

『まちの魅力』をうみだすまち

町民の誰もがお互いを尊重しあい、それぞれの能力や個性・特性を社会でいきいきと発揮でき、町民の一人ひとりが誇りを持てるまちを目指します。

地域活動や町民活動が活発な町の特性を活かし、行政と団体そして町民それぞれが知識・経験を活かしながら、お互いをパートナーとして認め合い、共働で魅力ある宇美町を目指します。

また、多様化する行政ニーズに対応できる自立した持続可能な行政経営を行い、町民から信頼されるまちを目指します。



「このまちが、いい。」
わたしたちの誇り
宇美

基本目標 1

みんなで「子どもの育ち」を応援し
生涯にわたって「学び」を楽しむ
『笑顔』をうみだすまち

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 学校教育の充実
- 1-3 ライフステージに応じた学びの推進
- 1-4 スポーツ・文化活動の推進
- 1-5 子どもの健全育成

基本目標 2

支えあい「いきいき」と暮らし続ける
『元気』をうみだすまち

- 2-1 地域で支えあう福祉環境の充実
- 2-2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

基本目標 3

災害に強く誰もが「安全」に暮らせる
『安心』をうみだすまち

- 3-1 災害に強いまちづくりの推進
- 3-2 防犯・交通安全対策の推進

基本目標 4

豊かな自然環境と調和した
『心地よい暮らし』をうみだすまち

- 4-1 安全で快適な道路環境の整備
- 4-2 地域公共交通の充実
- 4-3 環境にやさしいまちの実現
- 4-4 自然環境の保全と生活環境の向上
- 4-5 土地利用と公園の整備
- 4-6 上・下水道の整備

基本目標 5

地域の特性を活かした
『活気ある産業と交流』をうみだすまち

- 5-1 地域経済の活性化
- 5-2 農業の振興

基本目標 6

行政と町民がパートナーとなり共働で
『まちの魅力』をうみだすまち

- 6-1 まちの魅力向上
- 6-2 共働のまちづくりの推進
- 6-3 人権の尊重と男女共同参画の推進
- 6-4 持続可能な行財政経営

1-1 子育て支援の充実

現 状

子育てに関する負担の軽減

- 近年、出生数は減少傾向、合計特殊出生率はやや上昇傾向となっています。しかし、20～40歳代の女性人口の減少などを踏まえると、今後、さらに出生数が減少していくことが考えられます。
- 妊娠期から子育て期は、親にとって、子どもが成長発達する喜びも大きい一方、悩みや不安が多くなる時期です。さらに、コロナ禍や核家族化等により、子育て世代が孤立しやすい状況になっています。
- 妊娠期からの切れ目ない支援を行うための相談支援体制として「子育て世代包括支援センター」、発達相談体制として「こども療育センター すくすく」を設置し専任の専門職を配置しています。
- 「子育て支援センター ゆうゆう」では、保育士等が常駐し、安心して就学前の子どもと保護者が利用できる体制を整えています。また、町内中学校での「子育てサロン」では、乳幼児とその家族が自由に集い、生徒と触れ合うことができます。
- 必要に応じて子育て支援員の訪問等を行い、育児不安等の軽減を図っているほか、子育てハンドブックや子育て応援アプリ等により子育て情報を提供しています。

成長に必要な教育の継続

- 保護者の就労状況の多様化などにより保育需要の増加、延長保育や一時保育などのニーズが続くことが予想されます。
- こども教育総合支援センター、町立保育園など、老朽化が進んでいる子育て支援施設があります。

課 題

- 宇美町で安心して子どもを産み育てることができる取組が必要です。
- 母子保健と児童福祉を一体化させた新たな機能の整備や、子育て支援体制の充実が必要です。
- 保護者の身体的・精神的・社会的負担を軽減するため、妊婦や子育てに関わる人たちが交流や相談ができる居場所の充実と子育て支援情報を適切な時期に提供することが必要です。
- 自我や主体性の芽生え、他者との関わり、基本的な生きる力の獲得など、幼児期に必要な教育が途切れることがないように保育施設・幼稚園と小学校の連携が必要です。
- 保育需要の増加や保護者の就労状況の多様化に応える多様な教育・保育サービスが必要です。
- より良い子育て環境を作るために、施設の維持管理や環境整備が必要です。

施策の方向性

1 子育てに関する相談体制の強化と関係機関との連携

- 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を通じて支援が必要な子ども及び妊産婦等とその家庭に対してより専門的な相談対応や支援を行い、子育て負担の軽減に努めます。
- 児童虐待の未然防止、予防対策、ヤングケアラー等への課題に対応するために、その家庭に対し様々な支援を行い、関係機関と連携しながら迅速で適切な問題の解決を図ります。

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 妊婦や未就学児の保護者など子育てに関わる方が気軽に集えて相談でき、より多くの方が利用できる居場所として「子育て支援センター ゆうゆう」の充実を図ります。
- 子どもを預けたり預かるためのファミリーサポート事業、病気等で子どもを預ける病児保育事業など、子育ての孤立化を防ぎ、地域で子育て支援ができる体制の充実を図ります。
- デジタルを活用した子育て支援情報の発信を積極的に行い、必要な情報を必要な時期に提供します。

3 保育施設・幼稚園と小学校の連携


- 幼児期の成長に必要な教育が途切れることがないように、町内の保育施設・幼稚園と小学校の連携を強化し、安心して小学校生活をスタートできるよう、児童と園児の交流等を推進します。

4 多様な就学前教育・保育サービスの提供

- 就労状況の多様化に対応するため、延長保育事業や一時保育事業を実施します。
- 町立図書館と連携し、絵本の貸出しや読み聞かせ等の読書活動を推進します。
- 保育士が働きやすい環境を整備し、保育士確保に努め、待機児童「0人」の継続を目指します。

5 子育て支援施設の環境維持

- より良い子育て支援環境を作るために、子育て支援施設の計画的な維持管理を行い、適切な管理運営に努めます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
安心して子どもを産み育てることができるまちだと思える町民の割合	51.8%	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
毎年4月1日時点の待機児童数	40人	0人

1-2 学校教育の充実

現 状

確かな学力の育成

- 各学校において「学力向上プラン」を活用し組織的な取組を行っています。教育委員会による学力向上ヒアリングや学校訪問において、授業改善を促進し、学力向上推進担当者研修会を中心に取組を進めています。
- 「GIGA スクール構想」に沿って、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの早期的な実現を達成しました。

豊かな心、健やかな体の育成

- 「豊かな心」の育成のため、各校において、道徳科に関する校内研修を行うとともに、公開授業や通信等の発信を行っています。また、年間計画に位置付けたいじめアンケート等を行い、結果をもとに各学校で教育相談等を実施し、子どもの悩み解決やいじめにつながる課題の早期発見に努めています。
- 「健やかな体」の育成のため、各学校の体力向上プランに基づく体力づくり一校一取組を推進しています。

学校運営への参加促進

- 宇美町学校教育推進協議会や各学校の学校運営協議会において、各校の教育活動や児童生徒の状況を報告し、地域でどのような子どもを育てるかといった目標を共有するとともに、地域とともにある学校づくりの推進を図りました。また、「宇美町教育の日」の取組を各学校において開催しました。

教育環境の整備

- 学校施設は、老朽化が多くみられます。
- 若年教員研修対象者や講師に対する研修・支援を実施しています。

働き方改革の推進

- 定時退校日（月2回以上）や学校閉庁日（8月12・13・16日）を設定しています。
- 「宇美町立中学校における部活動の方針」に沿って、中学校においては、ノー部活デー（週2日）を設定するとともに、部活動の地域移行に関する検討を進めています。

課 題

- 児童生徒一人ひとりに応じた学力向上の取組の実施が必要です。
- ICTを活用した学習活動のさらなる推進が必要です。
- 不登校の個に応じた対応と社会自立への取組を進めるとともに、新たな不登校を生まないための取組が必要です。
- コロナ禍で活動が制限される中、感染症対策を講じながら体力向上についての更なる推進が必要です。
- コロナ禍に対応した工夫改善を行い、地域と連携・共働して「地域とともにある学校づくり」を推進することが必要です。
- 小・中学校施設の計画的な改修が必要です。
- 計画的・継続的な若年教員研修や講師対象の研修が必要です。
- 働き方改革に関する環境の整備、教職員の意識改革及び保護者の理解促進に関する取組が必要です。

施策の方向性

1 確かな学力の育成

- 学力向上プランの活用を進めるとともに、同一集団による経年比較から取組の改善につなげます。
- ICT を活用した学習活動の充実に向けて、研修会等により各学校の取組を共有し、推進を図ります。

2 豊かな心、健やかな体の育成

- 「楽しい学校生活を送るためのアンケート（hyper Q-U）」の確実な実施とその活用を図り、児童理解や学級集団の状態の把握につながる組織的な生徒指導を推進します。
- 不登校の子どもの学校への適応を図る適応指導教室（くすのき教室）、教育相談室、SSW（スクールソーシャルワーカー）及び各学校との連携を強め、教育相談・支援体制を効果的に進めます。
- 各学校で児童生徒の体力等に関する実態を分析し、体育科・保健体育科の授業改善や、「体力づくり一校一取組」の意図的・計画的な実施につなげます。

3 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）メンバーによる学校関係者評価等を実施して学校改善に活かすとともに、児童生徒と地域の大人が関わりあう教育活動を推進します。
- 教育委員会及び各学校において、「宇美町教育の日」の趣旨に沿った取組を実施します。各学校においては、各種行事を通して、町民の教育に関する関心と理解を深める取組を推進します。

4 学校施設の整備・充実

- 「小中学校長寿命化計画」に基づき、安全性を確保し、必要な改修を計画的に進めます。

5 指導力向上のための研修の充実

- 町の教育課題解決に向けた研修、実践的指導力を高めるための福岡教育大学等と連携した研修を行うとともに、教職員の個別のニーズや課題に応じた研修を実施し、教職員の指導力向上を図ります。

6 働き方改革の更なる推進

- 教職員の長時間勤務を是正するため、勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を行います。
- 部活動の地域移行に関する検討を継続して実施します。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合（小6・中3） ※（ ）は全国平均	小学校 79.3%（83.4%） 中学校 73.5%（81.1%）	全国平均以上
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
全国学力・学習状況調査における標準化得点（小6・中3） （全国平均を100ポイントとした時の本町の得点）	小学校（国語）100ポイント （算数）99ポイント 中学校（国語）99ポイント （数学）98ポイント	全国平均以上
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・生徒の割合（小6・中3）※（ ）は全国平均	小学校 59.8%（52.4%） 中学校 46.5%（43.8%）	全国平均以上

1-3 ライフステージに応じた学びの推進

現 状

学習者の関心に応じた学びの充実

- ライフステージに応じた学びの推進のために、学びを通じた豊かなくらし、青少年の体験活動の充実、学習成果を発揮できる環境づくりを目標に中央公民館講座を行っています。
- 町内では、子育て支援や福祉などの講座や団体などが主催するサークル活動が様々な場所で行われています。

読書習慣の定着

- 各学校では、朝の10分間読書、ボランティアや図書委員、教員などによる読み聞かせを行うとともに、家庭での読書を促進し、本に親しむ習慣づくりを行っており、学校図書館の貸出件数は増加しています。また、学校と町立図書館が連携した読書教育においては、「自ら考え・判断し、表現する力」を育むため「調べる学習コンクール」を開催しており、学校図書館だけでなく町立図書館を活用して、多くの優れた作品が提出されています。
- 町立図書館においては18歳以下の児童生徒の貸出点数が減少しています。特に、小・中学生への読書習慣の定着が課題ですが、小学生読書リーダー、中学生読書サポーター養成講座等を実施しているものの、読書離れの大きな改善にはつながっていません。

学びの場の環境整備

- 学習活動や地域の交流の拠点となる中央公民館、地域交流センターなどの施設は、年間を通し多くの方が利用されていますが、既に築15年～45年を経過しています。

課 題

- 町民のニーズと社会の要請に応じ、新しい生活様式やSDGs、高齢者スマホ教室などの現代的課題等を含めた時代に即した取組が必要です。

- 様々な町内のサークル活動について、情報の集約とわかりやすい発信によって、町民が参加しやすい環境をつくる必要があります。

- 読書習慣の定着のため、子ども読書活動の推進とともに、電子書籍の活用などを含めた時代に即したサービスの提供が必要です。

- 学習活動や地域の交流の拠点となる施設の維持管理や環境整備が必要です。

施策の方向性

1 学びのメニューの充実とわかりやすい情報発信

- 中央公民館の各種講座においては、地域課題、現代的課題等を把握しながら、子どもから高齢者まで、幅広い世代に対応した事業を行います。また、次世代を担う子どもたちが「ふるさとうみ」を体感することができるふるさと教育についても推進します。
- 町内の様々な場所で行われている生涯学習に関する事業については、町民に対しわかりやすく情報発信します。

2 読書支援を行う町立図書館

- 学校内で読書の楽しさやおもしろさを子ども同士で伝えあうことができるよう町立図書館において、小・中学生を対象に読書リーダー及び読書サポーター養成講座を実施します。また、子どもたちが主体的に、学校内での読み聞かせや本のおもしろさを伝えるビブリオバトル大会を開催することなどを、読書習慣の定着につながる活動として支援します。
- 利用者のニーズや社会情勢に適応した図書の充実を図るとともに、電子書籍の活用に向けて情報発信などを効果的に行い、利用を促進します。
- 学校との連携を継続し、子どもの図書館活用能力を高めます。

3 学びの場の環境維持

- 老朽化が進む社会教育施設については、計画性を持って維持管理を行うとともに、町民のニーズに応じた管理運営に努めます。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
生涯学習活動を行う機会を持つことができた町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
電子書籍の年間貸出件数	6,294 件	10,000 件

1-4 スポーツ・文化活動の推進

現 状

運動・スポーツの機会の充実

- 町民が運動やスポーツを楽しめるよう社会教育施設に加え、グラウンドや体育館など学校施設の開放を行っています。
- 町のスポーツ協会、スポーツ少年団、NPO法人ふみの里スポーツクラブなどのスポーツ関係団体等と連携し、町民のスポーツ活動推進に係る事業を実施しています。さらに、「宇美町スポーツ推進計画」に基づき、町のスポーツ推進に係る施策に取り組んでいます。

運動・スポーツによる地域活性化

- 価値観の多様化や社会の変化により、地域のつながりの希薄化が課題となっています。人間関係が希薄な現代社会において、人と人との交流を促進し、地域の活力を醸成するスポーツの役割が期待されています。

運動・スポーツ環境の整備

- 既存の社会体育施設などは、老朽化に伴い利用に不具合が生じており、利用ニーズに即した修繕を適宜実施しています。

芸術文化団体の活動促進と鑑賞発表機会の充実

- 町の芸術文化団体の連携・交流及び芸術文化の普及向上のために、宇美町文化協会が中心となり活動が行われています。近年のコロナ禍により、鑑賞発表機会の減少が顕著であり、芸術文化行事への参加者数も減少しています。さらには、高齢化などの理由から芸術文化団体の会員数が減少傾向にあります。

課 題

- 町民が自主的・主体的に運動やスポーツに取り組むため、スポーツの魅力を伝えることや年齢、体力等に応じたスポーツを紹介するきっかけづくりが必要です。また、競技スポーツだけでなく、健康づくりや介護予防などの面でも、障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加することができる環境の整備が必要です。

- 「する」「みる」「ささえる」という多様なスポーツへの関わりを通して人と人の関わりを活性化させ、地域の一体感や活力を促進することができるよう、町民のニーズに寄り添った地域のスポーツ活動の推進が必要です。

- 安全な利用のためスポーツ施設の計画的な維持管理が必要です。また、町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツ活動を行うために、施設使用料を含め、施設利用の方法等についても、利用者に寄り添った管理運営が必要です。

- 将来的な芸術文化の維持と継承のための取組が必要です。

施策の方向性

1 ライフステージに応じたスポーツをはじめめるきっかけづくり

- 町民の誰もが、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、それぞれのライフスタイル、体力等に応じて、いつでも、どこでも運動・スポーツを楽しむことができる機会と情報を提供し、ライフステージに応じた運動・スポーツの推進を図ります。
- スポーツをはじめめるきっかけとして、子どものスポーツ活動の推進し、町のスポーツ関係団体との連携を図りながら、幼少期のスポーツ環境を整備していきます。

2 スポーツを楽しめる環境の整備


- 町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツを行うために、身近なスポーツの場の提供や、利用しやすい町内スポーツ環境の適切な管理運営を行います。
さらに、障がいのある人もない人もスポーツに親しみ、お互いを思いやることができる意識を高めるために、町のスポーツ関係団体と連携・協力し、誰もが参加できるスポーツの機会の確保を図ります。
- 自分が「する」スポーツのみならず、質の高いスポーツ等の誘致を図ることで「みる」機会を提供するとともに、主催事業等を通じて、「ささえる」スポーツを推進し、多様な形でスポーツに関わる機会を提供します。

3 地域のスポーツ活動の推進

- 地域コミュニティ、町内のスポーツ関係団体等と連携協力を図りながら、地域のニーズに合った地域スポーツ活動の推進を行います。

4 芸術・文化団体の活動促進

- 芸術文化団体の育成・運営面の支援等を強化し、町民の自主的な芸術文化活動を促進することで、「宇美町民文化のつどい」をはじめとする芸術文化を鑑賞・発表する機会の充実を図ります。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
運動・スポーツや文化芸術活動に触れる機会を持つことができた町民の割合	—	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
週に1日以上運動をした町民の割合	49.4%（令和2年参考値）	65.0%

1-5 子どもの健全育成

現 状

青少年教育活動の推進

- 子どもの健全育成には、家庭、地域、学校、関係機関・団体などが一体となってみんなで子ども達を育むことが必要であり、それぞれが責任を果たしながら、青少年教育活動を行ってきました。

子どもの体験活動の推進

- 子どもの体験活動の機会を増やすことは、自主性・主体性・創造性の確立を促すことにつながります。地域学校協働活動事業としていきいきのっこ子ども教室、中央公民館講座として子どもを対象とした体験講座を開講しています。しかしながら、近年は、コロナ禍により体験活動の場などが減少しています。あわせて、地域ボランティアやサポーター等の協力者のなり手が不足しています。

子どもの家庭教育の推進

- 子どもは、家庭での触れあいを通して、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や社会的なマナーなどを身に付けていきますが、家族形態やライフスタイルの変化により、生きる上で必要な基礎的な素質や能力を育む機会が減少しています。

子どもの心を育むための読書支援

- 乳幼児期からの読書は、心の発達に寄与し、精神的な成長に大きな影響を及ぼすといわれています。町立図書館では、乳幼児とその保護者を対象に、「おはなし会」や「ブックスタート事業」等を実施していますが、参加者が固定化する傾向があります。

課 題

- 時代の流れに対応した青少年関係団体の活動支援が必要です。

- 子どもの体験活動の場の充実とともに、それを支える地域ボランティアやサポーター等の協力者のなり手不足の解消が必要です。

- 親子のスキンシップや語り掛け、我慢やルールを教えることなどを家庭教育の出発点として、できることから取り組むことを推進することが必要です。

- 町立図書館における乳幼児期親子を対象としたイベントについて、開催方法などの工夫が必要です。

施策の方向性

1 青少年関係団体の活動支援

- 子どもの健全育成のためには、宇美町青少年町民育成会議をはじめとした青少年関係団体の継続した支援が必要です。また、青少年関係団体に所属する方が気軽に会議等に参画できるように、オンラインを活用したシステム等の推進について助言指導を行います。

2 子どもの体験活動などの充実

- 社会状況の変化に対応した運営を行い、地域や学校、関係団体と連携し、子どもたちに多様な体験活動などを提供します。

3 家庭教育の推進

- 子どもの家庭教育には、スキンシップ、睡眠、話を聴く、ほめる、教える、お手伝い、我慢させる等の基本的なことから、親としてのふり返し、広いところ、絆、助けを借りること等が大切であることを講座などで啓発し、学校や家庭と連携を図りながら、子どもの健全育成に取り組みます。

4 子ども読書活動の推進

- 「第4次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、学校、幼稚園・保育所、地域、読書ボランティア団体等と連携して子どもの発達段階に応じた子ども読書活動を推進します。
- 「ブックスタート」や「おはなし会」「うちどく（家読）」など、子どもの心の成長に応じた取組について、より多く参加してもらえるよう開催方法などを改善しながら、継続します。
- 読書ボランティアの育成を継続し、「ブックスタート」や「おはなし会」を共働で実施します。

実感指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合	%	
客観指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
子どもの体験活動に満足した参加者の割合	80.0%	85.0%
町内幼稚園・保育所等への町立図書館年間貸出冊数	5,900冊	7,000冊

2-1 地域で支えあう福祉環境の充実

現 状

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

- 社会構造の変化や暮らしの変化により、生活における支えあいの基盤が弱まっています。その変化の中で、様々な生活課題を抱えながらも、誰もが、お互いを尊重し、役割を持ち、支えあうことで、自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現する必要があります。

多様化、複雑化するニーズに対する支援体制の充実

- 生活困窮や疾病、介護、子育てなど複数の課題を抱える場合や、困難や生きづらさを抱えていても既存の制度の対象となりにくい場合など、福祉政策のニーズが多様化、複雑化しています。

課 題

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が不利益な取り扱いをされることなく、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な制度の利用促進や周囲の理解を深める正しい啓発が必要です。

- 相談者に寄り添った支援ができるよう関係課及び県・社会福祉協議会や多職種関係団体等の機能や専門性を活かし、相互に連携を強めて、必要な支援を必要な人に届けられる体制強化が必要です。

- 支援を必要とする人の高齢化や、疾病や障がいの重度化が進む状況においても、誰もが自立し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要な社会資源につながっていないケースを把握する体制を構築し、支援を必要とする人の状況に応じた切れ目のないサービスを提供することが必要です。

施策の方向性

1 地域福祉の意識づくりと権利擁護の推進

- 認知症や障がいに対する正しい知識の普及啓発を行います。
- 障がいのある人への差別について相談を受け付ける障がい者差別解消支援地域協議会を設置します。
- 障がいがある人への合理的配慮について職員研修を行います。
- 病気や障がいによって判断能力が低下しても、地域でその人らしい生活を送るために、成年後見人制度について、住民全体の理解が得られるよう広報や啓発を行います。また、本人や家族などの相談を適切な支援につなげられる体制をつくります。

2 相談者に寄り添った支援

- 関係課及び県・社会福祉協議会や多職種関係団体と連携し、柔軟で包括的な支援を行います。
- 家計や就労など生活全般の相談については、県が困りごと相談室を開設していますが、町外にあるため、町で巡回相談を行うなど、利用しやすい相談の場を設けます。

3 地域包括ケアシステムの推進

- 障がい者や高齢者が住み慣れた地域で暮らすための必要な社会資源サービスが利用できるよう、関係機関と連携を図り、切れ目のない支援体制を構築します。
- 個別訪問及び民生委員児童委員や自治会、シニアクラブ等への働きかけを引き続き推進し、疾病や生活環境の悪化、社会的孤立などが要因で、相談につながっていないケースの把握に努めます。

4 地域の支えあいの推進

- 認知症サポーターや福祉サポーターのフォローアップを行い、地域の支えあいを推進します。

5 障がい・福祉、介護サービスの充実と質の向上

- 公正、中立でありながらも利用者個々に寄り添ったサービスを提供できるように、サービス事業者等を対象に研修会の情報提供や職種別連絡会、個別ケア会議、事例検討会などを引き続き行います。今後は、Web 会議なども活用しながらサービスの質の向上に資する情報交換会や研修会なども行っていきます。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
高齢者等個別訪問の年間延べ件数	6,682 件	10,500 件
認知症サポーター講座の年間受講者数	447 人	600 人

2-2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

現 状

妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

- 町では、妊娠期から子育て期までの保護者と子どもの生活習慣病予防を見据え、健康診査や保健指導、相談体制を整備してきました。「妊婦健康診査」、「乳幼児健康診査」、小学校5年生、中学校2年生で実施する「小児生活習慣病予防健康診査（うみっ子健診）」では、保護者または親子に食や生活習慣について切れ目のない保健指導を実施し、保護者や子ども自身が成長発達や健康課題を確認できる体制を整え支援しています。

予防可能な疾病、生活習慣病の発症及び重症化

- 後期高齢者の1人あたりの医療費は福岡県で一番高い状況が続いています。医療費を分析すると、生活習慣病が重症化することで発症する血管疾患が多くを占めており、これらの疾患は医療費のみならず要介護の要因となっています。
- 生活習慣病予防対策の一環として、「高血圧ゼロのまち」を目指し、楽しく・美味しく食生活を見直す取組を実施しています。

介護予防と生きがいつくりの推進

- 65歳以上の要介護認定率は県平均より低い状況ですが、認定者数が増加しています。

新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大

- ワクチン接種事業においては、町内の医療機関と連携し、迅速に住民接種を行いました。

課 題

- 生活習慣病予防のため、生涯にわたる食の学習が必要です。また、子どもの将来の生活習慣病発症予防については、子どもの食や生活リズムなど、基本的な生活習慣づくりについて保護者と子どもへの指導の機会の充実が必要です。

- 高齢化の進行を見据えて、保健事業と介護予防を一体的に捉え、各ライフステージにおいて予防を重視した保健福祉サービスを提供するとともに、町民自らが健康への関心を高め、予防活動を実践することが必要です。

- 年齢を重ねても住み慣れた地域で元気で自立した生活が送れ、知識や経験を活かして活躍できる仕組みづくりが必要です。

- 新たな感染症が発生した場合に国の指針に基づいた町の迅速な対応が必要です。

施策の方向性

1 妊娠期からの健康支援の充実

- 将来の生活習慣病につながる低出生体重児の出生予防に取り組みます。また、必要に応じて医療機関との連携を図ります。
- 乳幼児健診を、保護者がわが子の成長発達を確認できる場、また、今後の食や生活リズムなどを学習する場と捉えて保健指導を実施します。さらに、乳幼児健診に該当しない月齢についても、適宜、子育てアプリ「うみにょん」を活用して、基本的な生活習慣づくりのための情報を発信します。

2 生活習慣病一次予防に重点を置いたうみっ子健診

- 「小児生活習慣病予防健康診査（うみっ子健診）」を実施し、将来の生活習慣病を予防するとともに、子どもが自ら食を選択する力をつけることを目的に子どもと保護者に保健指導、食の学習等を行います。また、医療機関や学校と連携し、子どもや保護者等への生活習慣病とその予防に関する学習を進めます。

3 生活習慣病の発症及び重症化の予防

- 町民が自らの健康状態を理解し、健康課題を解決するための行動を選択できるよう支援します。
- 医療機関等関係機関、関係課と連携して、子どもから高齢者までの保健指導・健康指導、食育等を実施し、生活習慣病の発症・重症化予防の取組を推進します。

4 アクティブシニア活躍促進

- いつまでも自分らしく活躍していくための自主的な健康づくり、体力づくりを促進します。
- 小学校区コミュニティごとに介護予防教室を開催するとともに、自治会のいきいきサロンでの職員出前講座において、健康や介護、障がい福祉に関する講話や体操を行っています。今後も地域との連携を強化し、高齢者の集いの場の充実を図ります。
- 高齢者の生きがいにつながる学びや活動の場の充実を図るとともに、就業を含め地域で活躍できる場を広げます。

5 感染症の予防とまん延防止

- 県や医師会、個別医療機関等関係機関との連携を図り、感染症の予防とまん延防止についての広報や啓発を行うとともに、緊急時の速やかな体制構築に取り組みます。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
乳幼児健診の平均受診率	96.1%	98.3%
うみっ子健診の受診率（小学5年生）	57.6%（平成31年参考値）	60.0%
特定健診の受診率	20.6%	43.0%
校区介護予防教室の年間延べ参加者数	1,404人	9,240人

3-1 災害に強いまちづくりの推進

現 状

防災体制の確立

- 河川水位計、量水標、監視カメラ等の防災気象情報システムの整備や福岡県防災システムとの連携機能の構築によって、災害情報や避難情報などが円滑に提供できるよう取組を行っています。
- 災害により必要となる資機材等の整備や非常食など物資の備蓄を行っています。
- 災害時における支援・協力体制を整備するため、各関係機関をはじめ地元商店や大型店舗などと協定締結を進めています。

地域での防災力の強化

- 各小学校区コミュニティ運営協議会と連携し地域の防災力向上に向けた地域防災会議等を開催しました。また、防災ハザードマップや防災ハンドブックを作成し、広報や職員出前講座などを通じて啓発・情報提供を行いました。

避難行動要支援者対策の充実

- 大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方について、避難行動要支援者名簿の受付を進めてきました。

消防団活動の充実

- 消防団員の処遇改善を行いました。消防団員の定数を下回る状態が続いています。

課 題

- ニーズに対応した防災備蓄物資の増蓄や更新が必要です。
- 大規模災害に備え、県や近隣市町等とも応援協力体制を構築するとともに、民間事業者等との災害応援協定による人的協力や物資の供給確保等の取組が必要です。
- いつどこで起こるか分からない災害は、行政の力だけで対応することが困難であり、地域の防災力を強化し、連携した取組が必要です。
- 避難行動要支援者対策の充実が必要です。
- 消防団の重要性についての周知・啓発とともに、消防団員確保の対策強化が必要です。
- 多様化する自然災害に対応するため、消防車両や消防団整備品等の計画的な更新とともに、消防団員の研修の継続が必要です。

施策の方向性

1 防災体制の確立

- 監視カメラ等の設置場所の見直しや機器の更新など防災気象情報システムの再整備を進めていきます。
- 地域防災計画に基づき必要な資機材や物資の整備に努めます。
- 現在締結している災害協定書の見直しや、災害時に必要となる様々な業種との締結を進めていきます。

2 地域での防災力の強化

- 小学校区コミュニティ運営協議会と連携しながら、地域での防災会議や防災訓練等を実施し、防災意識の向上を目指します。
- 地域における自主防災組織の育成・強化を推進します。

3 避難行動要支援者対策の充実

- 関係機関や地域と連携し避難行動要支援者の洗い出しを行い、個別避難計画を策定します。

4 消防団活動の充実

- 消防機材や活動服等の整備を行うとともに、消防団員へ研修等を実施し資質の向上を図ります。
- 地域防災を担う消防団の必要性や活動を広報の SNS の活用により、広く周知を行い団員の確保に努めます。
- 地域防災力の充実のため、機能別消防団員の導入を進めます。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
ハザードマップを見て避難場所までのルートを確認したことがある町民の割合	—	80.0%
防災メールまたは防災情報（SNS）の登録者数	1,500人	3,000人
自主防災組織数	10組織	25組織
消防団員数	156人	197人

3-2 防犯・交通安全対策の推進

現 状

防犯体制の充実

- 毎月1回、粕屋警察署少年補導員との連携により防犯パトロールを実施し、また各自治会でも青パトによるパトロールを実施しています。
- 地域から防犯カメラ設置の要望があがっています。

消費者被害の拡大防止

- 年に数回、詐欺被害等に関する情報を「広報うみ」に掲載し注意喚起を行っています。毎月の広報誌配付にあわせ、消費生活問題について各自治会回覧を通してお知らせしています。
- かすや中南部広域消費生活センターにおいて、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費生活相談を実施しています。

交通安全意識の高揚

- 交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署や交通安全協会宇美支部などと連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施しています。

課 題

- 自治会や校区コミュニティ、各関係機関と連携した防犯活動の体制強化が必要です。
- 地域の治安を良くするための防犯カメラの設置が必要です。
- 警察や関係機関・団体と連携し、町民の防犯意識の高揚が必要です。
- 各関係機関と連携した消費者教育・啓発の継続が必要です。
- 消費者被害発生時に問題解決のためのアドバイスなどを行う消費者相談の継続が必要です。
- 交通安全意識の高揚を図る交通安全教室などの取組が必要です。

施策の方向性

1 防犯体制の充実

- 自治会や校区コミュニティ、粕屋警察署少年補導員、小・中学校 PTA、事業所などによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。
- 地域の防犯カメラ設置について現状把握を行うとともに、設置を推進します。

2 防犯意識の高揚

- 関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。
- 注意喚起が必要な犯罪等が起きた場合には、HP や SNS で随時発信します。

3 消費者被害の拡大防止

- 詐欺被害などについて、「広報うみ」、各自治会回覧で引き続き周知・啓発を行います。
- かすや中南部広域消費生活センターによる消費者相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバイスなどを行います。
- 消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めていきます。

4 交通安全、飲酒運転撲滅等の PR

- 小学校1年生及び4年生を対象とした横断歩道のわたり方や自転車の乗り方などを学ぶ交通安全教室を計画的に各小学校で実施できるよう、粕屋警察署と交通安全協会宇美支部と連携し取り組みます。
- 高齢者の交通事故対策として、運転免許証の自主返納の促進を図るほか、警察や交通安全協会と連携し、交通安全教室を実施します。
- 交通安全協会宇美支部や関係機関と連携し、交通安全キャンペーンを実施します。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
地域の防犯カメラ設置箇所数	32箇所	40箇所
青色パトロールカーの年間巡回件数	226件	240件

4-1 安全で快適な道路環境の整備

現 状

広域幹線道路ネットワークの形成

- 博多港、福岡空港、九州自動車道太宰府インターチェンジに近い町の特徴から物流企業などの進出が進んでいますが、各インターチェンジ周辺地域の慢性的な渋滞の発生が大きな課題となっています。
- 町内においても、慢性的な渋滞が発生しており、町民の通勤や日常生活に支障が生じています。

生活道路の利用環境の維持・向上

- 通学路の安全維持のため、定期的に関係機関と合同点検を実施し、「宇美町通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の整備や見直しを行っています。
- 開発による宅地化で交通量が増えるなど、住環境の変化により、生活道路の整備や速度抑制など地域からの要望が多く寄せられており、緊急性、公共性、費用対効果を検討しながら対応しています。

安全な道路施設の維持

- 令和3年8月の大雨により道路法面災害が発生し、迅速な復旧に取り組みました。今後は、この災害を踏まえ、安全な道路施設の維持に努める必要があります。

課 題

- さらなる企業活動の活性化や物流効率化、また、大規模災害の際の迅速な支援物資等の輸送を円滑にするため、広域的な幹線道路ネットワークの形成が必要です。

- 主要幹線道路を整備し、渋滞を緩和する必要があります。主要地方道「筑紫野古賀線」や都市計画道路「志免宇美線」等の町の骨格となる主要幹線道路の整備が1日でも早く完成するために、福岡県や近隣自治体とのさらなる連携強化が必要です。

- 通学路の安全性の確保や生活道路の利用環境の維持・向上が必要です。

- 町道や橋梁など、既存道路施設の計画的な点検・維持管理が必要です。

施策の方向性

1 広域幹線道路ネットワークの形成

- 町西部を南北に貫く九州自動車道への接続を容易にすることで、物流の効率化を促し、周辺地域の渋滞を緩和することができます。企業活動の活性化や町民の利便性向上を目指し、フル規格のスマートインターチェンジの設置に向けた取組を進めます。
- 広域幹線道路ネットワークの構築に向け、福岡県と連携し、主要地方道や都市計画道路等の道路改良事業の早期完成を促進します。
- 建設促進期成会を通じて事業推進に必要な予算確保のため、積極的な要望活動を展開していきます。

2 生活道路の利用環境の維持・向上

- 通学路の安全性の向上については、引き続き「宇美町通学路交通安全プログラム」を実施し、改善を行うとともに、対策の効果を把握して安全性の向上につなげます。
- 幹線道路間の抜け道となる住宅街の町道等の調査を行うと共に、安全対策等について検討を行います。
- 様々な地域からの要望に適切に対応し、生活道路の利用環境の維持・向上に努めます。

3 安全で快適な道路環境の維持

- 町道の適切な維持管理に努め、計画的な改良や舗装などの整備を図ります。
- 橋梁長寿命化修繕計画や個別施設計画に基づき、計画的に道路施設の点検・補修を行い、安全で快適な道路環境の維持に努めます。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
都市計画道路志免宇美線の整備延長	1,125m	1,895m
橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施した橋梁数	16 橋	29 橋

4-2 地域公共交通の充実

現 状

持続可能な地域交通サービスの確保

- 公共交通機関は、町民の日常生活における移動手段として、重要な役割を担っていますが、モータリゼーションの進展とコロナ禍の影響を受け、JR、西鉄バス、タクシーなどの各種交通サービスの利用者数は減少しています。また、リモートワークやリモート授業の普及により、利用者数がコロナ禍以前の水準まで回復しない恐れがあります。

利用者数の減少による収益の悪化は、減便など公共交通のサービスレベルの低下につながります。

新たな技術を活用した公共交通サービスの構築

- 福祉巡回バス「ハピネス号」は、高齢者の通院や買い物、子育て世代の外出時に利用されていますが、便数が少ない、待ち時間が長い、目的地までの所要時間がかかりすぎるなどの利便性の低さから年々利用者が減少していました。

福祉巡回バスが抱えていた課題の解決のため、令和5年2月からAIを活用したオンデマンドバスの実証運行を開始しました。

課 題

- 各種交通サービスが担うべき役割を明確にしたうえで、持続可能な地域公共交通の仕組みを実現させるための計画づくりが必要です。

- 公共交通機関の利便性の向上が必要です。

- オンデマンドバス実証運行のデータを分析・活用することにより、よりよい公共交通サービスの構築が必要です。

施策の方向性

1 地域公共交通計画の策定・実施

- 町内すべての交通サービスの状況を把握するとともに、各種交通サービスが担う役割を明確にし、中心市街地の活性化につながる宇美駅を中心とした持続可能な地域交通の仕組みづくりを実現するため、宇美町地域公共交通計画を策定します。
- 宇美町地域公共交通計画に沿った取組を実行するとともに、検証を行いながら適宜見直しを実施し、各種交通サービスの持続的な確保と利用者の利便性の維持・向上に努めます。

2 オンデマンドバス等の新技術の活用

- オンデマンドバスの導入後は、利用状況データを分析し、乗降ポイントなど運行形態の最適化を行うとともに、他の交通サービスとの連携を強化します。
- 福祉巡回バスからオンデマンドバスへの移行により、あらかじめ定められた運行ダイヤに縛られずに配車予約をすることができるようになり、福祉巡回バスを利用していなかった方にも、利便性が見込まれます。子育て世帯など世代を問わず利用されるサービスとして定着するよう周知を行い、利用者の増加を図ります。
- 「いつでも、どこでも、早く、簡単に」オンデマンドバスの利用予約ができるように、スマートフォンアプリによる予約割合増加を促進します。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
アプリで予約をしたオンデマンドバス利用者の割合	－	85.0%
オンデマンドバスの1日あたり利用者数	－	250人

4-3 環境にやさしいまちの実現

現 状

循環型社会の推進

- 地球温暖化による気候変動、資源・エネルギーの枯渇、プラスチックごみの生態系への影響など地球規模の環境問題について、国際的に取組を行うことが求められています。
- 町民の協力により 11 品目の分別排出を実施しており、町民意識調査の結果（令和 3（2021）年）では、約 8 割がごみを減らす 4R 運動を行っているなど、町民の意識は高く、的確な分別収集が行えています。
- ごみの排出量については若干の減少傾向です。

脱炭素社会の推進

- 地球温暖化による気候変動は、猛暑や集中豪雨等を招き、私たちの生活に深刻な問題を招いています。こうした中 2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする世界的な取組が進められており、令和 2（2020）年に日本政府も「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。
- 2022 年 6 月に「ゼロカーボンシティウミ」を宣言し、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

課 題

- ごみ処理体制の確保はもとより、さらなる循環型社会の構築に向けて、環境教育、4R 運動、食品ロスの削減などの推進が必要です。
- 脱炭素社会の実現に向けて、創エネ・畜エネ・省エネの取組の推進が必要です。
- 二酸化炭素の排出抑制に町民や事業所とともに取り組むことが必要です。

施策の方向性

1 ごみ処理体制の確保

- 安定的なごみ処理体制を確保するため、広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、効率的なごみ収集を行います。

2 ごみ減量化・4R 運動の促進

- ごみの排出・処理量を削減するため、町民や事業者に 4R 運動・食品ロスをはじめごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組の啓発活動を行います。

3 環境教育の推進

- 環境に配慮した活動を持続させるため、町のイベントでの環境啓発や出前講座等の場を通して環境学習・環境教育を進めます。

4 脱炭素社会実現に向けた取組

- 脱炭素社会の実現を目指し、町全域における温室効果ガス排出量などの実態を調査し、行政、町民、事業者が同じ方向性を持って、取り組む計画を策定します。
- 町民、事業所へゼロカーボンアクション 30 に基づいた啓発を進めるとともに、町が率先して環境に配慮した行動を行います。
- 町の豊かな森林資源を活かすため、森林を健全化し、森林による二酸化炭素の吸収量を確保します。

5 再生可能エネルギーの利用推進

- 温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーを町が率先して導入し、町民、事業者への導入を促進します。

指標

指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
もえるごみの総排出量	7,784 t	7,628 t
資源ごみの総排出量	1,887 t	1,925 t
4R 運動をしている町民の割合	79.1%	85.0%

4-4 自然環境の保全と生活環境の向上

現 状

森林の荒廃防止と環境整備

- 森林の持つ防災・環境保全機能を維持・向上させるため、町内の森林について計画的に整備を進めており、個人所有の山林の荒廃については、平成 20（2008）年度から継続的に福岡県の補助を活用し森林整備を行っています。

生活環境の向上と環境美化の推進

- 町内一斉清掃では、身近な道路や公園など、町民や事業所、児童生徒などの参加により環境美化に取り組んでいます。
- 地域や各種団体による除草や清掃ボランティア活動が行われており、ボランティア袋の無償配布や巡回回収などの支援を行っています。
- 不法投棄ごみについては、地域や警察との連携及び町内パトロールを行って早期発見に努め、対応を行っています。
- 飼い主がいない猫に起因する生活環境被害が生じています。

空き家対策の推進

- 町内に空き家が約 180 軒程度あり、老朽化が進んだ空き家には倒壊等の可能性があります。近隣住民の安全を確保する必要があります。
- 空き家の利活用を促進するため、「空き家バンク」への登録を案内しています。

課 題

- 森林の荒廃防止と環境整備が必要です。
- 町内一斉清掃の継続や清掃ボランティア活動の支援が必要です。
- 不法投棄を未然に防ぐための啓発が必要です。
- 飼い主のいない猫の適正な管理が必要です。
- 近隣住民の安全確保のため、老朽化した空き家の実態把握と対応が必要です。
- 空き家の適正な管理を推進する必要があります。

施策の方向性

1 森林の荒廃防止と環境整備

- 整備が必要な対象森林所有者への意向調査を行い、県の補助を活用した整備を進めます。
- 人命財産への影響が高く緊急性がある私有林については、危険木の伐採を進めます。
- 町民が木とふれあう機会を設け、森林への理解促進に努めるとともに、木製品の利用促進に努めます。

2 生活環境の向上と環境美化の推進

- 美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業や清掃ボランティア活動を支援します。
- 地域や警察との連携及び町内パトロールを行い不法投棄の早期発見、適切な処理の啓発活動を継続して行います。
- 地域猫活動について町民への理解や協力が得られるよう町ホームページや広報等で啓発を行うとともに、県の制度を活用して、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費を補助します。

3 空き家対策の推進

- 空家実態調査を行い、法令に基づいた助言指導を行います。また、空家等対策協議会の意見を取り入れ、空家件数減少に向け取り組んでいきます。

4 空き家の発生防止

- 管理不全の空き家を増やさないよう町ホームページや広報等での啓発をはじめ、固定資産税納税通知書への啓発文書の同封などを継続していきます。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
不法投棄ごみの年間回収量	3.98 t	3.00 t
管理不全空き家の戸数	183 戸	100 戸

4-5 土地利用と公園の整備

現 状

地域の特性に応じた調和のとれた土地利用の推進

- 将来人口が減少し、少子高齢化が進む中でも、住みよい環境を守り、自然と調和した活力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性の向上を図る魅力あるまちづくりのため、宇美町都市計画マスタープランを策定しています。
- 用途地域無指定の区域において、周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある開発等が懸念されています。

憩いの場としての公園の維持管理

- 老朽化が進んでいる公園施設について利用状況の確認を行いながら更新や撤去などの対策を行っています。
- 町内の一部の地域では公園が充足していない状況が見受けられます。

一本松公園の維持管理

- 一本松公園は、キャンプ、川遊び、三郡山系への登山などの利用で町外からの利用者も多く集まります。一部の利用者がごみや炭の放置、指定箇所以外での駐車があり、他の利用者の迷惑となる行為が見受けられます。

わかりやすい住居表示の整備

- 住居表示が未実施である地区について、令和元年度から整備事業に着手していますが、コロナ禍の影響により、住居表示実施に必要な地域代表者との協議会及び住民説明会の開催ができず、事業が遅れている状況です。

課 題

- 宇美町都市計画マスタープランの見直しが必要です。
- 地域の特性に応じた調和のとれた土地利用の推進のため、都市計画マスタープランに基づく都市計画区域内の土地利用（用途地域）の見直しが必要です。

- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用する憩いの場としての公園を維持管理することが必要です。

- 一本松公園が快適に利用できるよう区画の整備や公園施設の再配置、マナーの向上が必要です。

- 住居表示未実施地区について、事業の推進が必要です。

施策の方向性

1 適正な土地利用の推進

- 宇美町都市計画マスタープランの見直しを行います。
- 宇美町全体が快適で住みよいまちとなるように、関係者の意見を集約・反映し、あわせて都市計画に係る法定手続きを進め、都市計画区域内の用途地域の見直しを進めます。

2 公園施設の適正化と定期的な点検及び更新

- 町内で公園が充足されていない地域があることを踏まえ、公園適正化計画等の策定を進めます。
- 地域の交流・憩いの場を確保するため、年1回の遊具の法定点検及び日常の巡回を行うとともに、地域の協力を得て、宇美町公園施設長寿命化計画に基づき、公園にある遊具等の維持管理・更新に努めます。

3 一本松公園の整備

- キャンプやバーベキューエリア、自由広場等の設定や駐車区画の整理を行い、ニーズに合った公園整備を推進します。
- 様々な財源の活用を検討し、公園施設の再配置、防犯カメラや看板などを設置することにより快適な利用ができるように努めます。

4 わかりやすい住居表示の整備

- 地域代表者との協議会や住民説明会を開催し、町民の意見を集約・反映して住居表示事業を進めます。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
公園施設・遊具に起因する事故の件数	0件	0件
一本松公園内利用可能駐車場	248台	300台

4-6 上・下水道の整備

現 状

水の安定供給

- 安心で安全な水の安定供給のため、老朽化した設備の更新や施設整備を行っています。

水質の保全と公衆衛生の向上

- 水質の保全と公衆衛生の向上のため下水道事業を進めています。令和3年度末には、水道普及率91.5%、水洗化率95.1%となっています。

上下水道事業の健全運営

- 上下水道事業の運営においては、今後、使用水量や利用者の減少などにより、収益の減少が見込まれます。
- 下水道整備事業においてもこれまでの公債費負担が大きく厳しい財政状況にあります。
- 水道の約7割を筑後川からの水で賄っていることや施設の更新等により上下水道料金が現在粕屋地区において一番高い水準となっています。

上下水道に対する意識の高揚

- 福岡都市圏の水キャンペーンや流域下水道事業で実施する下水道展により上下水道に対する啓発を実施しています。
- 一本松公園内に岩盤地下水の供給施設を設置し、「河原のしずく」として販売しています。町内事業者の食品製造にも使用されており、美味しい水としてPRをしています。
- 町制施行100周年記念事業として下水道普及啓発ポスターコンクールを実施し、優秀作品をマンホールのデザイン蓋として設置し、マンホールカードの配布を行っています。

課 題

- 今後も継続した水道施設の老朽化対策及び耐震化が必要です。

- 配水池から出た約1割の水が管内清掃や消火用水及び漏水等により使用されていないため有収率向上に向けた取組が必要です。

- 下水道整備を推進し、河川や地下水の水質保全を図ることが必要です。

- 下水道整備がなされていない区域においては、生活環境の保全、公衆衛生の向上のため、引き続き合併処理浄化槽の設置の推進が必要です。

- 上下水道事業の健全運営のための取組や配水量の見直しや下水道普及促進等の取組が必要です。

施策の方向性

1 災害に強い水道施設づくり

- 浄水場や管路以外の施設についても老朽化対策と耐震化を図り、水の安定供給を継続します。
- 定期的な漏水調査の実施を行い、管路の保全及び有収率の向上に努めます。

2 水質の保全と公衆衛生の向上

- 供用開始区域になっている地域について、早期に公共下水道へ接続していただくよう勧奨等を行います。
- 国及び県の制度を活用し、合併処理浄化槽の設置についての補助を行います。

3 下水道整備の推進

- 生活環境の保全や公衆衛生の向上を要する地区、また下水道整備の要望等を考慮して、効率的に整備を進めます。

4 上下水道事業の健全運営

- 各種申請の電子化を検討し事務の効率化につなげます。
- これからの料金収入の伸び悩みや維持管理費の増加を考慮し、効率的な施設整備とストックマネジメントの実践による経費削減に努めるとともに、定期的な料金改定の検討を行います。
- 関係機関と協議・検討を重ね、自己水源比率の向上に努めます。

5 上下水道に対する意識の高揚

- 水キャンペーンや下水道展をはじめ、「河原のしずく」のPR活動を行うとともに、上下水道事業に対する啓発活動を行います。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
上水道施設の耐震化率	18.0%	21.6%
上水道有収率	89.8%	92.1%
下水道人口普及率	91.5%	92.0%

5-1 地域経済の活性化

現 状

地域経済の活性化

- 町内の事業所は、サービス業が最も多く、次いで卸売・小売業、建設業、製造業が多くなっています。

町内には、「早見工業団地」、「若草工業団地」、「ゆりが丘工業団地」などの工業団地があり、博多港、福岡空港、九州自動車道太宰府インターチェンジに近い町の特性から工業団地内には、製造業、物流企業などの進出が進んでいますが、周辺道路の慢性的な渋滞解消による物流の効率化が求められています。

商工業の振興・活性化

- 生産年齢人口の減少や高齢化により、若年層の労働者の確保や商工業の後継者の確保が難しくなることが予想されます。

創業者支援

- 創業支援事業「起業塾」を須恵町・志免町とともに商工会や金融機関と連携して開催していますが、創業にたどり着く件数は少数にとどまっています。

関係人口・交流人口の創出

- コロナ禍により、観光入込客数が減少しています。

課 題

- 地域経済活性化や企業・施設の誘致に必要な環境整備が必要です。

- 経営の近代化や後継者の育成のため、事業者に対する指導・支援体制の充実や新しい技術を活用した事業継続支援が必要です。

- 創業につながる資金面の支援をはじめ、環境整備や制度設計などの事業者支援が必要です。

- 町内事業者との連携を強化するとともに、地域の特性を活かした町内産品の開発や販路拡大、魅力発信が必要です。

- 観光施設と飲食店や商業施設との周遊性を高めるための仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

1 地域経済の活性化

- 九州自動車道に接続する新たなフル規格のスマートインターチェンジの設置に向けた取組と並行して、町内をはじめとする周辺地域の経済活性化や企業・施設の誘致に必要な環境整備について研究を進め、将来的な就労人口の増加や企業活動の活性化につなげます。

2 既存企業の経営基盤強化の促進

- 各種研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成を促進します。
- 各種融資制度や補助金制度を活用するとともに、キャッシュレス決済等の新しい生活様式に対応した事業・サービスの導入を促進し、事業者の生産性向上、業務効率化等に関する支援を実施します。

3 創業支援事業の充実

- 創業支援事業「起業塾」の受講修了者を対象として、店舗経営を経験できる場をつくり、独立・開業に向けた支援・育成を行います。

4 ふるさと納税制度を活用した町内製品の開発・魅力発信

- 町内の事業者と事業者を繋ぐことで、地域の特性を活かした新たな町内製品の開発を進め、ふるさと納税制度を活用した町内製品の販路拡大と魅力発信に取り組みます。また、事業者とともに町外のイベント等に積極的に参加することで、宇美町の知名度アップにつなげます。

5 まちの魅力づくりと関係人口・交流人口の創出

- 歴史・文化・観光施設、飲食店等の周遊性を高め、町内経済の活性化を図ります。また、日本遺産「古代日本の『西の都』」構成市町においても周遊性を高めることで、関係人口・交流人口の創出を図ります。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
観光入込客数	98.3万人	122.5万人
町内事業者のふるさと納税返礼品目数	132品目	200品目

5-2 農業の振興

現 状

担い手の育成・農地の保全

- 農業者の高齢化、農地の宅地化などにより、農地が減少しています。

農業生産基盤の整備

- 平成 30 年 7 月の豪雨災害を契機に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、防災上重要な農業用ため池の点検・整備が求められていることから、防災対策を含めた農業生産基盤の整備を年次計画に基づき進めています。

また、将来的に利用されないため池については維持管理の軽減や決壊時のリスク軽減を考慮し関係者と協議を進めています。

薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進

- 中山間地域の農地の荒廃化、高齢化、担い手不足などの課題が深刻となっています。そのため、付加価値の高い「薬用作物」の栽培を促進しています。

農業への理解促進及び地産地消の推進

- 農業に対する理解や地産地消を推進するために、収穫体験等の実施や直売所、学校給食への農産物提供を行っています。

課 題

- 町内の農業を維持していくために、農業生産基盤の整備と農地の保全、担い手の育成が必要です。

- 将来的に利用されないため池について廃止の協議と検討が必要です。

- 農業所得の向上や中山間地域の農業活性化を図る必要があります。

- 農業への理解促進や地産地消の推進が必要です。

施策の方向性

1 担い手の育成・農地の保全

- 認定農業者制度、農業用機械等の購入補助などの農業振興推進事業の活用を進めるとともに、後継者不足や高齢化などにより耕作できなくなった農地の利用集積を促進し、効率的な農業経営、担い手の育成、農地の保全を推進します。

2 農業生産基盤の整備

- 町内にある 21 箇所のため池について点検・診断を行い、機能低下がみられるため池については、国、県と協議しながら計画的に改修します。
- 将来的に利用されないため池については、関係者と協議を行い廃止に向けた取組を行います。

3 薬用作物栽培による農業所得向上及び地域活性化対策事業の推進

- 「薬用作物」を町の特産品として栽培し、栽培面積を増やし農業所得向上や中山間地域の農業問題解消を図るとともに、町内外の企業と連携し特産品を活用した商品化を広めることで地域の活性化を促進します。

4 農業への理解促進及び地産地消の推進

- 農作物の栽培・収穫体験等を通じて、農業に対する理解を深めるとともに、JA や小売店と連携した地元農産物の販売促進、家庭・学校・保育所における食育の取組と連携した地産地消を推進します。

指標

指標	現状値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
薬用作物の栽培面積	12,250 m ²	17,000 m ²
耐震調査が完了した農業施設の割合	38.0%	100.0%

6-1 まちの魅力向上

現 状

人口減少

- 本町の人口が平成 17 年をピークに減少しており人口減少に歯止めをかけるため、宇美町総合戦略に基づいた取組を推進してきました。近年の人口の増減はほぼ横ばいとなっていますが、急速な高齢化と生産年齢人口の減少が続いています。
- 0～4 歳及び 20 歳代及び 30 歳代において、転入者・転出者がともに多くなっています。

まちへの愛着度・定住意向

- 宇美町を「自分のまち」としての愛着を感じている町民の割合と宇美町にこれからも住みたいと思っている町民の割合は、どちらも約 6 割でした。

文化財の保存と活用

- 町の文化財は、先人たちが守り伝え続けてきた貴重な財産です。文化財の適切な保存と活用の基礎には、専門的な調査研究が必要不可欠です。また、文化財を適切に保存し、開発等による滅失を防ぐには、開発事業者への文化財に関する情報周知や、庁舎内における情報共有が重要であり、開発担当部局と適宜協議を進めています。
- 町の歴史を知る拠点施設として、歴史民俗資料館があります。しかし、学芸員が常駐しておらず、施設の老朽化、資料の増加により、展示室及び収蔵スペースが不足しています。

課 題

- 若年層の定住及び移住の促進とともに、子育て世代の転出を抑制し、定住を促進する取組の推進が必要です。
- 宇美町に住んでいることへの誇りや「宇美町が好き、住み続けたい」という思いを育てることが必要です。
- 文化財を、まちづくり・地域づくり・ひとづくりに活かせる資産となるように創意工夫するとともに、町民に伝えていくことが必要です。
- 文化財の適切な保存と活用のために、調査研究のための専門知識を有する体制づくりが必要です。また、開発等による滅失を防ぐ取組が必要です。

施策の方向性

1 移住・定住の促進と効果的な情報発信

- 子育て世代の転入、転出の原因を調査・分析し、定住につなげる施策を推進します。
- 母子保健、子育て支援、保育、教育などの子育て施策について、わかりやすく町内外に効果的に情報発信し、子育て世代の定住と転入を促進します。

2 まちへの愛着を育む

- まちの豊かな自然と歴史・文化を大切に、町民一人ひとりがこれからも宇美町で心豊かに暮らし続けるために、まちを誇りに思い、自分自身が関わってよくしていこうという気持ちを育み、ともにまちの発展に取り組む機運を醸成します。
- まちへ愛着をもち、住み続けたいという町民を増やすため、町内外への町の魅力の情報発信等シティプロモーション推進体制をつくります。
- 町民の交流、伝統の継承を大切にする地域の活動や若年層の地域貢献活動を支援します。
- 町外に住む宇美町出身者への情報発信を行い、つながりを維持します。

3 文化財の適切な保存と活用

- 地域文化の理解や郷土愛を育むため、学校や地域に対し、文化財を未来に継承するための文化財保護啓発活動を継続します。さらに、指定文化財の広域的な活用を図り、地域活性化、観光振興の推進に役立てます。また、デジタルアーカイブによる文化財活用についても引き続き推進します。
- 町内の有形文化財・無形文化財・埋蔵文化財などの専門的調査・研究を行い、特に重要な文化財については、町指定に向けて取り組みます。
- 開発等による文化財の滅失等を未然に防止するため、文化財の適切な保存と環境整備に努めます。また、伝統民俗芸能などの無形文化財については、保存団体を支援し、その保存と伝承に努めます。

4 歴史民俗資料館の運営

- 町の歴史文化の拠点施設である歴史民俗資料館の在り方について、検討を深めます。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
自分のまちとしての愛着を感じる町民の割合	61.7%	70.0%
指定文化財と登録文化財の件数	16件	19件

6-2 共働のまちづくりの推進

現 状

まちづくりへの町民参画

- 価値観やライフスタイルの多様化に伴い、町民のニーズが多様化しています。多様化・複雑化した地域課題解決のためには、町民・地域などとともにまちづくりを進めることが不可欠です。

地域コミュニティの活性化

- 少子高齢化、ライフスタイルの多様化、コロナ禍による生活形態の変化により、地域における共働意識や連帯感が希薄になっています。また、若い世代の地域活動への関心が低下しており、地域活動の担い手が不足しています。

町民活動団体、ボランティア、NPOなどの活動

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町民活動やボランティア団体の活動が停滞しており、今後の活動への影響が懸念されています。

課 題

- 町民が行政に意見を伝えたり、積極的にまちづくりに参画したりすることのできる体制づくりが必要です。

- 地域課題の解決のためには、地域コミュニティの活性化が必要であり、地域コミュニティの中核である小学校区コミュニティ、自治会への支援が必要です。

- 町民活動団体やボランティア団体等活動の自主的・自発的な活動促進のため、各団体の活動へのサポート体制の充実が必要です。

施策の方向性

1 まちづくりへの町民参画の推進

- 重要な計画の策定において、アンケート調査、ワークショップの実施、審議会委員等の一般公募などを行い町民の参画を推進します。
- 町民の知識と経験を活かし、地域課題の解決を図るため、町民活動団体と共働して、共働事業を実施するなど、町民活動団体への支援を行います。

2 地域コミュニティ活動の支援

- 各小学校区コミュニティ運営協議会の課題や実情に応じ、地域活性化の取組を支援します。
- 幅広い世代への地域コミュニティ活動への参加を促すために、デジタル技術を活用した活動ができるよう地域のデジタル化を支援します。

3 町民団体、ボランティア、NPOなどの活動の支援

- ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」を拠点として、ボランティア活動に関する情報発信や、ボランティアを始めたい方への相談受付、各団体の活動等へのアドバイスなど、町民活動団体への活動支援を行います。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
Wi-Fiを設置している自治会公民館等の数	0 施設	30 施設
地域コミュニティ活動やボランティア活動に参加したことがある、または参加したい町民の割合	38.9%	50.0%

6-3 人権の尊重と男女共同参画の推進

現 状

人権政策

- 「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のないまちづくりに取り組んでいます。令和3年度には「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」を行い、新たな人権問題にも取り組んできました。しかし、差別・偏見は様々な形で残存しており、インターネット上の人権侵害などへの対応も急務となっています。
- 人権教育の推進を図るために、宇美町人権教育推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携し、人権問題啓発講演会の開催や街頭啓発等の啓発活動などを行っています。また、小・中学校の児童生徒に対しては、人権擁護委員と連携して人権の花運動や人権啓発座談会、人権教室を行っています。

男女共同参画社会の実現

- 町民一人ひとりが固定的性別役割意識にとらわれず、個性や能力を十分に発揮し、家庭や地域社会などにおいて活躍できるよう男女共同参画社会を実現していくことが求められています。

課 題

- 多様化・複雑化している様々な人権課題の解決に向けた取組が必要です。
- 町民一人ひとりの人権意識を高めるため、学校や地域を含めた人権教育・啓発の継続的な取組が必要です。
- 男女共同参画についての啓発・教育を実施し、その意識を育むとともに、男女それぞれの多様な意見が反映できる環境づくりが必要です。

施策の方向性

1 人権政策の総合的推進

- 人権問題解決に向け、取り組むべき基本的方向性を定めるために、「宇美町人権教育・啓発基本指針」を現状に即した見直しを行い、指針に基づいた取組を強化します。
- LGBT 等性的少数派の方に対する理解を深めるとともに、パートナーシップ宣誓制度の導入を検討します。

2 人権教育・啓発推進体制の充実

- 人権教育推進協議会をはじめとする関係機関・団体と連携し、人権問題啓発講演会など、人権が尊重される教育と周知啓発に取り組みます。

3 人権擁護委員との連携強化

- 充実した相談体制を継続できるよう、人権擁護委員との連携強化に努めます。また、児童生徒への人権教育の充実を図るため、人権擁護委員による人権の花運動や人権啓発座談会、人権教室の開催等の支援を行います。

4 男女共同参画に向けての意識づくり

- 男女共同参画計画に基づき、広報・啓発活動などを通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

5 男女がお互いを認めあい、活躍できる環境づくり

- 町の施策に多様な意見を反映させることができるよう政策決定の場である審議会等への女性の登用率の向上を図ります。また、地域活動の分野でも女性リーダーの育成ができるよう地域コミュニティにおける男女共同参画を推進します。

指標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
人権問題に対して関心がある町民の割合	-	60.0%
審議会等の委員における女性登用率	28.1%	40.0%

6-4 持続可能な行財政運営

現 状

町の財政

- 「宇美町財政改革推進プラン（平成 29 年度～令和 2 年度）」による行財政改革を行い、財政調整基金の取り崩しに依存しない財政運営を実現しましたが、依然、経常収支比率は高く、政策に自由に使える財源は少ない状況です。
- 少子高齢化が進んでおり、年々医療費などの社会保障費が増加しています。
- 町税現年度収納率の向上に取り組み、令和 3 年度には、過去最高の 98.98%となりましたが、糟屋地区内の他市町と比較すると決して高い数値とはいえ、最も高い町と 0.79 ポイント差があります。

公共施設

- 建築後 30 年以上経過した公共施設が多く、全施設の改修や建替え更新を短期的に行うと財政運営に支障をきたします。平成 30 年度に宇美町公共施設再配置計画を策定しましたが、施設に関する法律の改正や社会情勢の変化等により一旦立ち止まっています。

デジタル技術の活用

- デジタル技術の活用により、社会の様々な課題について、効率化や利便性の向上が期待されています。特に、市町村においては、業務効率化や行政サービスの向上につなげていくことが求められています。

職員の人材育成

- 新たな社会問題への対応など行政需要が増大する中、限られた人数で質の高いサービスが求められており、地域課題の解決のため、職員には、自ら課題を発見し、考え、実践する能力が求められています。

課 題

- 最少の経費で最大の効果を上げる効率的・弾力的な行財政運営が必要です。

- 安定的な行政サービスの継続のため、自主財源の確保、収納体制の強化が必要です。

- 公共施設の予防保全、維持管理の効率化が必要です。また、公共施設の統合・廃止・複合化の方向性を定める宇美町公共施設再配置計画の見直しが必要です。

- 役場のデジタル化を推進し、住民の利便性向上につながる行政サービスの改革が必要です。

- 複雑化、多様化する行政課題に対応できる職員の育成が必要です。

施策の方向性

1 自主財源の確保

- 企業誘致、起業支援、収納体制強化などにより税収を確保します。
- 町民負担の公平性の維持、自主財源の確保、滞納繰越額の圧縮と収納率の向上を図るため、町が保有する債権を一元的に管理するための環境や組織体制を整備し、適正な債権管理に取り組みます。
- ファイナンシャルプランナーによる納付相談や、県及び糟屋中南部6町との連携協定の活用、納付の利便性向上など、納税に対する啓発活動や早期納付対策を強化します。
- 従来からのふるさと納税を充実させるとともに、企業版ふるさと納税などの新たな取組を活用します。

2 行財政改革のさらなる推進

- 計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）サイクルによるマネジメントを推進し、費用対効果や優先度の評価を行い、事業の廃止や再構築、新規事業の選定など、事業の選択と集中を行います。

3 公共施設の再編と計画的な改修の実施

- 人口動向やニーズの多様化、財政負担などを踏まえ、中長期的な財政見通しを持った施設の改修と再編を行うため、宇美町公共施設再配置計画の見直しを行い、計画方針に沿って事業を進めていきます。

4 スマート自治体の推進

- デジタル技術などを活用して、全庁的な業務の改革に取り組み、地域課題の解決につなげます。
- 行政手続きのオンライン化を図り、住民サービスの向上につなげます。
- AIやRPA(ソフトウェアロボットによる作業の自動化)の活用により、行政事務の効率化を図ります。

5 人材育成の推進について

- 行政課題の複雑化・多様化に対応でき、誇りを持って職務を遂行する職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員の能力のより一層の向上を図ります。
- 職員自らの業務や能力開発に活かせるよう人事評価制度の活用を推進します。
- 職員が生き生きと働くことで力を最大限に発揮できるよう、働き方・休み方等を研究します。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
財政調整基金の積立残高	18億円	18億円
庁舎建設等基金の積立残高	9億円	12億円
経常収支比率	89.3% 95.7% (令和2年度参考値)	92.0%
町税現年度収納率	98.98%	99.20%
業務遂行能力を高めるため専門研修に参加した職員の割合	—	50%